

平成25年度 行政評価 施策カルテ

施策名	4 廃棄物の適正処理の推進
-----	---------------

施策主管課	廃棄物施設課	総合計画記載頁	104ページ
-------	--------	---------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 市民の快適な暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	13 脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する	政策の達成目標 (基本施策目標)	市民・事業者・行政が一体となって脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会をつくっています。
------	--------------------	----------------	----------------------------	---------------------	---

2 施策の取組状況

施策目標	市民・事業者・行政がそれぞれの役割・責任を十分に果たし、廃棄物を適正に処理しています。
------	---

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 中核市等との水準比較	指標名(単位)		H24 (H23.3現在)	H25	H26	H27	H28	H29	評価	
	指標1	不法投棄発生件数(件)	単年度目標値	400	350	300	300	300			300	B	指標2	市民1人あたりの資源物以外のごみ排出量(g/人日) ※H23.3.31現在の数値	中核市平均	858.9				
	現状値(H23実績)	507件	実績値	496						実績値	784.2									
	目標値(H29)	300件	単年度の達成度	80.6%						中核市での本市の順位	7位/41市中									
① 施策指標		単年度目標値								③ 市民意識調査結果	施策の満足度(%)	調査結果	H24(現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	-	
		現状値	実績値																	
		目標値(H29)	単年度の達成度											目標値(H29)	42.2%	前年度からの増減				

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{単年度目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{単年度目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

施策の満足度の推移

※評価の考え方

施策指標	A: 達成度90%以上	B: 達成度70%~90%未満	C: 達成度70%未満
中核市等との水準比較(中核市での本市の順位)	A: 上位1/3(1~14位)	B: 中位(15~28位)	C: 下位1/3(29位以下)
市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上(2%超)	B: 前年度同水準(±2%以内)	C: 前年度より低下(-2%未満)

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策指標	廃棄物処理法の改正や通達による適正処理に関する排出事業者への努力義務の追加、不適正処理の未然防止に関する規制が強化される中、本市においては、ごみのないきれいなまちづくり事務事業や地域住民による不法投棄監視などの事業の実施により、不法投棄発生件数のH24実績値は現状値より減少している。	市民満足度		進捗の状況	順調
------	--	-------	--	-------	----

3 施策を構成する事業の状況

No.	事業名	戦略P・主要事業	事業が属する総合計画の構成事業名	事業内容		開始年度	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物（誰・何に）	取組（何を）		
1	ごみステーションの適正管理		効率的な収集・中間処理の推進	市民が利用するごみステーション	ごみステーションの美化や環境衛生の保持	S44	市民と市と収集業者が協力して、ごみステーションの美化を図っているが、管理状態の悪いごみステーションの美化を推進するため、市民等からの情報と収集業者からの情報を一括的にシステム管理することにより、適切かつ迅速な指導を行っていく。
2	仮設トイレ収集		効率的な収集・中間処理の推進	工事現場等に置かれた仮設トイレ	仮設トイレのし尿を適正に収集運搬	H8	仮設トイレのし尿の処理については、件数が増加傾向にあることから、清潔で快適な生活環境を保全するため、適正な収集運搬の体制を整備していく。
3	5種13分別によるごみ収集運搬		効率的な収集・中間処理の推進	市民が排出するごみ	5種13分別の徹底により焼却ごみ量を減少	H22	5種13分別の徹底により焼却ごみ量の減少を図っているが、焼却ごみへ資源物等の混入を減少させるため、違反シールを活用して分別指導を行っていく。また、効率的な収集運搬を行うため、収集形態の調査研究を行っていく。
4	放置自動車処理業務		効率的な収集・中間処理の推進	宇都宮市の管理地内に不法投棄された自動車	市の管理地内に不法投棄された自動車の適正な処理	H5	市の管理地内に放置され、所有者が特定できない自動車については、景観及び生活環境保全のため、適正に処理していく。
5	ごみ処理施設整備（南清掃センター）		効率的な収集・中間処理の推進	市民、事業者	整備工事の実施等による施設の適正な維持管理	S62	供用開始から25年が経過し、設備機器が老朽化していることから、計画的・効果的な整備工事を行い、施設の安定稼働を確保していく。
6	ごみ処理施設整備（クリーンパーク茂原）		効率的な収集・中間処理の推進	市民、事業者	整備工事の実施等による施設の適正な維持管理	H13	供用開始から11年が経過し、設備機器の更新時期を迎えていることなどから、整備計画を作成し、計画的・効果的な整備工事を行い、施設の安定稼働を確保していく。
7	ごみ処理施設整備（エコプラセンター下荒針）		効率的な収集・中間処理の推進	市民、事業者	整備工事の実施等による施設の適正な維持管理	H22	平成22年4月に供用開始してから3年が経過した。今後も、引き続き、施設の安定稼働に努め、資源物の有効利用を推進していく。
8	ごみ処理施設整備（エコパーク板戸）		効率的な収集・中間処理の推進	市民、事業者	整備工事の実施等による施設の適正な維持管理	H16	供用開始から8年が経過し、埋め立てが進んできたことから、土堰堤の築造などの整備工事を計画的・効果的に進め、埋立容量や施設の安定稼働を確保していく。
9	ごみ処理施設整備（長岡最終処分場）		効率的な収集・中間処理の推進	市民、事業者	整備工事の実施等による施設の適正な維持管理	S58	維持管理の効率化を図るため、浸出水を公共下水道放流へ切り替えるための整備工事を計画的に実施していく。
10	ごみ処理施設周辺整備事業（エコパーク板戸）		効率的な収集・中間処理の推進	市民	施設周辺整備事業の計画的な実施	H16	施設周辺の生活環境の向上及び地域振興に寄与するため、事業計画に基づき、計画的に整備を行っていく。
11	し尿処理施設整備（東横田清掃工場）		効率的な収集・中間処理の推進	市民、事業者	整備工事の実施等による施設の適正な維持管理	S57	供用開始から30年が経過し、設備機器の老朽化や搬入量が減少していることから、計画的・効果的な整備工事を行い、施設の安定稼働を確保していく。また、生活排水処理基本計画に基づき、上下水道局との連携を図りながら、し尿等の下水道施設における一体処理に向けた取組みについて計画的に進めていく。
12	溶融スラグ有効利用推進事業		効率的な収集・中間処理の推進	事業者	エコスラグの有効利用の促進	H21	最終処分場の延命化と資源の再利用のため、「宇都宮市エコスラグ有効利用指針」に基づき、溶融スラグのアスファルトやコンクリート用骨材としての積極的な利用を働きかけていく。
13	一般廃棄物処理施設基本構想の策定	○	廃棄物処理施設の計画的・効果的な整備の推進	市民、事業者	一般廃棄物処理施設基本構想の策定	H23	平成25年3月に基本構想を策定したため、本事業は完了した。今後は、「一般廃棄物処理施設基本構想」を踏まえ、中間処理施設の整備を推進していく。
14	最終処分場整備推進事業	○	廃棄物処理施設の計画的・効果的な整備の推進	市民、事業者	最終処分場の計画的な整備	H24	計画的な施設整備の推進のため、客観性・透明性を確保しつつ適地調査を行い、市民理解の促進に努めながら、建設候補地を選定していく。
15	ごみのないきれいなまちづくり事務事業		不法投棄未然防止への取組の強化	市民及び来訪者	①きれいなまち条例に基づく指導・警告 ②イベント時の周知啓発	H20	確実な巡回指導及び周知啓発の実施のため、「指導員勤務表（年間スケジュール）」や「巡回指導員結果報告書」を作成し実施する。また、効果的な周知啓発手法を立案するため、ポイ捨てごみ調査の検証結果等に基づき周知啓発手法を再検討する。
16	地域住民による不法投棄監視		不法投棄未然防止への取組の強化	各地区のまちづくり組織部会	①不法投棄監視活動 ②不法投棄監視パトロール	H15	周辺14地区及び中心8地区においては、地域住民主体の不法投棄監視体制が整備されたことから、今後とも22地区に対する活動支援を中心に市民協働による不法投棄の未然防止を進めていく。
17	不法投棄監視パトロール		不法投棄未然防止への取組の強化	不法投棄多発地点を中心とした市内全域	不法投棄監視パトロール	H11	不法投棄の現状や地域の要望を踏まえながら、民間警備会社による夜間休日監視パトロールを効果的に実施し、不法投棄の早期発見及び未然防止を図っていく。

18	不法投棄用監視カメラシステム		不法投棄未然防止への取組の強化	不法投棄多発地点	不法投棄監視カメラ設置	H14	不法投棄の現状や地域の要望を踏まえながら、監視カメラを効果的に設置し、不法投棄の未然防止を図っていく。
19	最終処分場跡地の安全対策		不法投棄未然防止への取組の強化	最終処分場跡地	①地下水等の水質調査 ②大気等の周辺環境モニタリング調査	H22	最終処分場跡地の安全対策として定期的な水質調査や周辺環境モニタリング調査を実施することにより、地元住民の最終処分場跡地に対する不安感を払拭する。
20	土砂等適正処理推進事業		不法投棄未然防止への取組の強化	500㎡以上の土地に土砂を搬入する事業者	土砂条例許可	H12	適正に許可した埋立行為に対する立入調査を実施することで、不適正な土砂の搬入を防止し、安全で適切な埋立の実施を確保する。
21	廃棄物対策関係機関との連携		不法投棄未然防止への取組の強化 優良な廃棄物処理業者の育成	全国都市清掃会議等の関係機関	総会・研修会等参加	H8	廃棄物関連の会議等に積極的に参加することで、近隣自治体や警察等の関係機関との連携を図っていく。また、懸案事項について、国や他自治体の意見を参考とすることで早期解決に努める。
22	中間処理施設・最終処分場・事業所への立入検査		優良な廃棄物処理業者の育成	中間処理施設、最終処分場及び収集運搬事業所を有する事業者	①中間処理施設の立入検査 ②最終処分場の立入検査 ③収集運搬事業所の立入検査	H8	中間処理施設、最終処分場及び収集運搬事業所へ定期的に立入検査を実施することで、不適正処理の未然防止を図っていく。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ごみ処理は、市民生活にとって欠かすことのできない基本的で重要なサービスである。施設の安定稼働とごみの適正処理のため、整備・修繕の計画を立て、効果的・効率的に施設等の維持修繕を行い、適切に維持管理をしていく必要がある。 ◆一部のごみ処理施設が、稼働後長期間を経過し、数年後に更新時期を迎える予定である。このようなことから、施設の老朽化の進行状況やごみ排出量の今後の推移等も十分に踏まえるなど、中長期的な視点から効果的・効率的なごみ処理体制を構築する必要がある。 ◆不法投棄の発生件数は依然として多いことから、きれいなまちづくり条例に関するより効率的、効果的な周知啓発手法の立案や地域住民主体の不法投棄監視体制への活動支援強化等を行う必要がある。また、優良な廃棄物処理業者の育成のため、中間処理施設・最終処分場・事業所へ立入調査を実施していく必要がある。 	<p>方向性</p> <p>〈施策全般〉 ◆円滑な収集体制を維持していくとともに効果的・効率的なごみ処理体制を構築していく。また、廃棄物処理業者に対する適正処理の指導を強化していく。</p> <p>〈主要事業〉 ◆一般廃棄物処理施設基本構想の策定については、事業を完了したが、効果的・効率的なごみ処理体制の構築のため、今後は、中間処理施設整備推進事業として、中間処理施設の整備を計画的に進めていく。</p> <p>◆最終処分場整備推進事業については、効果的・効率的なごみ処理体制の構築のため、一般廃棄物処理施設基本構想に基づき、最終処分場の整備を計画的に進めていく。</p> <p>〈その他個別事業〉 ◆し尿処理施設整備(東横田清掃工場)については、上下水道局との連携を図りながら、し尿等の下水道施設における一体処理に向けた取組みについて、計画的に検討を進めていく。</p>